

USMCA原産地規則とトランプ関税の適用除外

- トランプ政権の各種関税措置において、数少ない例外措置として米国・メキシコ・カナダ協定(USMCA)の活用が挙げられる。
- USMCAの原産地規則を満たした製品は、①メキシコとカナダに対する追加関税の適用除外となる、②自動車・同部品はそのうち非米国産材料価格にのみ追加関税が適用される。

USMCAの原産地規則

一般的なルール	<ul style="list-style-type: none">基本的には一般的な自由貿易協定(FTA)と同様に、下記3つのいずれかに基づいて、域内原産品か判断する。<ul style="list-style-type: none">① 関税分類変更基準：完成品のHSコードと非原産材料・部品のHSコードが異なれば原産品と認める② 付加価値基準：域内での加工の結果、產品に付加された価値が特定の比率以上の場合に原産品と認める③ 加工工程基準：協定で定められた製造作業・技術的な加工作業が域内で行われたことをもって原産品と認める
自動車ルール	<ul style="list-style-type: none">自動車・同部品については、他のFTAに類を見ないほど厳格な原産地規則を設定。特に完成車は下記4つの要件を全て満たさなければ原産品と認められない。部品も主要なものほど達成基準が厳しく設定されている。<ul style="list-style-type: none">① 域内原産割合(RVC)が純費用方式で75%以上② 重要な自動車部品(スーパー コア)が全て原産品③ 完成車メーカー(OEM)が購入する鉄とアルミニウムの7割がUSMCA域内原産材料④ 直接工の賃金(時給)が16ドル以上の地域の付加価値が40%(乗用車・SUV)/45%(ピックアップ)以上 (注) 詳細は2019年5月8日付地域・分析レポート参照。

USMCA原産地規則を満たした製品への例外措置

	カナダ、メキシコ原産品への追加関税	自動車・同部品への追加関税
原則	<ul style="list-style-type: none">合成麻薬フェンタニル、不法移民流入を理由に国際緊急経済権限法(IEEPA)に基づき課されている追加関税で、カナダ原産品に原則35% (エネルギー製品のみ10%)、メキシコ原産品に25%課されている。USMCAの原産地規則を満たした場合、特恵関税(基本的に無税)の適用を受けられる。	<ul style="list-style-type: none">1962年通商拡大法232条に基づき、自動車には4月3日、同部品には5月3日から25%の追加関税が課されている。カナダ、メキシコ原産品にも適用。USMCAの原産地規則を満たした場合、追加関税は非米国産部材の価格にのみ課される。ただし、部品はそのプロセスが確立するまでは製品価格全体への追加関税が不適用(参照記事)。
例外		